

げんきアップさー来る (もりもりコース)

- 日時 7/4・11・18・25 (毎週木曜日)
8/1・8・22
9:30～10:30 (初心者)
10:45～11:45 (経験者)
- 場所 スポーツピア

げんきアップさー来る (きらきらコース)

- 日時 7/5・12・19・26 (毎週金曜日)
8/2・9・23
13:30～14:30 (初心者)
14:45～15:45 (経験者)
- 場所 スポーツピア

家族介護教室

- 日時 8/3(土) 13:30～14:30
- 場所 社会福祉会館
- テーマ 「暑い夏にはご用心！」
～熱中症と救急救命について～
- 講師 佐賀中部広域消防局 救急救命士
- 参加費 無料

緊急時要援護者見守り支援事業

「まもりん」 一家にひとついかがですか？

「まもりん」は、在宅の高齢者や身体の不自由な人たちの緊急時に対応するために生まれました。

「まもりん」の中には、かかりつけ病院や持病、普段飲んでいる薬などの健康に関する情報や、緊急時の連絡先などの情報を入れて、冷蔵庫で保管します。緊急時にこの情報を上手く活用し、大事な命を守ります！

ご希望の方は、地区の民生委員を通して申し込んでください。

- 問い合わせ
多久市社会福祉協議会 ☎75-3593

クーリング・オフ制度って何？

訪問販売、電話勧誘販売などいったん契約を結んだ後でも、一定の期間内であれば、契約の解除ができる制度です。

ただし、消費者自身が直接店舗で品物を購入したり、通信販売で品物を注文したような場合、この制度は利用できません。

なお、通信販売では、解約についてのきまりを記載することになっていきますので、記載事項を確認してみてください。

7・8月の主な行事



多久市地域包括支援センター
福祉課内 ☎75-6033

気をつけて

健康食品などの 「送りつけ商法」に注意を！



こんな相談が寄せられています

「注文を受けていた健康食品を送ります」という電話がかかってきた。まったく心当たりがなかったのに、「頼んでいない」と断ったところ、「注文しておいて、それは通用しない。責任を取れ！」などと強い口調で言われ、怖い思いをした。



(80代 女性)

多久市地域包括支援センターからのアドバイス

もしも、被害にあってしまったら…

◎契約を承諾していない場合

商品を受け取る必要も代金を支払う必要もありません。電話で断ったにも関わらず一方的に商品を送りつけられた場合は、代金を支払わず、受け取りの拒否をしましょう。

◎電話で勧誘され、断りきれずに承諾した場合

契約書面を受け取った日から8日間はクーリング・オフをすることができます。(マルチ商法および内職商法等の場合は20日間) 書類不備の場合、期限はありませんが、早急な対応が必要です。

◎「しまった！」と思ったり、不審に感じた場合

お気軽にご相談ください。

- 相談先 多久市地域包括支援センター ☎75-6033
市民生活課 生活環境係 ☎75-6117
(消費生活相談員)

